

◆1番（小川義昭君） 傍聴の皆さん、傍聴本日ありがとうございます。

議席番号1番、小川義昭です。通告に従いまして一般質問を行います。

「川音の 町へ出るや 後の月」

加賀の千代女の句であります。

旧暦8月十五夜の月に対して、9月十三夜を名残の月、後の月と言い、古来秋の名月を再び見る機会として愛でてきました。

千代女は、この秋の名残の月も見たいものと、ふらりと町へ散歩に出ました。松任の町なかには生活用水として計画的に開削された小川が多く、どこを歩いてもせせらぐ小川の音が耳につくのです。まことに川音の町であり、町の人たちの暮らしにつながっていたのです。

千代女は、清澄な小川のせせらぐ音に誘われ、名残の月の光にあこがれて魅入られたように町をそぞろ歩く、その満ち足りた気持ちを俳句を詠み込んだのです。

ところで、今年の夏に劣らず、ことしの夏も全国的に猛暑でした。同時に各地で局地的な大雨が発生し、大きな被害をもたらしました。石川県内でも記録的な大雨で、特に金沢市内を流れる浅野川が55年ぶりにはんらんし、付近に床上・床下浸水の被害が発生しました。先月の29日未明には、愛知県岡崎市で1時間に150ミリという途方もない豪雨が記録されました。被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

いつどのような災害をこうむるかわかりません。防災、避難対策には万全を期さなければならぬところです。

9月も半ば、さすがに秋の気があたりを満たして、心地よい涼を運んでいます。ことしも去る13日にJR松任駅前の松任ふるさと館で、「月見夜灯観月茶会」が催され、中秋の名月を仰ぎながら、ふるさと館の名園紫雲園でお茶をいただいてまいりました。

さて、白山市も合併して3年と7カ月が経過し、今任期中の議会は今回を含めてあと2回となり、一般質問の機会も2回となりました。

今定例会の質問の1つ目は、さきの6月議会に引き続き、土地とともに市民にとって大切な財産である庁舎などの公共施設の管理体制について、2つ目は、公共施設の中の公の施設の統廃合や転用・売却について、3つ目は、指定管理者制度について、そして最後に、昨日の小島議員と質問が重複しますが、私の視点での地域振興公社及び第三セクターなどの経営健全化についてとしました。

御承知のとおり、地方財政健全化法の制定により、地方自治体はより明確に財務内容を整備し、市民の皆さん、そして我々議会に対し、白山市全体の財務諸表のディスクロージャー、すなわち情報開示が求められています。それは、住民の皆さんが自分たちの暮らしているこの我が町、白山市の財政状況の実態を直接自分たちの目で確認する義務と権利があるからなのです。

市民にとって、安心・安全な暮らしとは、福祉、教育、医療、介護などが行き届いた生活ができることであります。地方の時代と言われており、我々市民は住民本位のすぐれた政策が行われることを期待しており、このことにこたえていくのが自治体の責務となります。そのためにも、自分たちの住んでいる自治体の財政基盤が磐石であることが不可欠であります。

1つ目の質問に入ります。

白山市民にとっての大きな財産は市有地であり、建物などの市有財産であります。市が所有する土地の現況把握及び管理体制が不適格で不十分な点については、前回の定例会で指摘させていただきました。

しかし、残念ながら、今議会においても市民にとって大切な財産である建物などの施設の管理体制が不十分な点について言及しなければなりません。それぞれの公共施設の管理運営に当たっては、各支所及び所管課において適切に執行されていると思いますが、市全体の一括・一元管理が的確に行われていないように思われます。

本市の公共施設について、各支所及び所管課は現況を的確に把握し、そのデータをもとに管財課は本市全体の公共施設の状況が明確に把握できる一括管理台帳などを関係所管課と連携し、適正に整備することを求めます。

そして、土地と同様に貸し付け・売却ができない行政財産と貸し付け・売却が可能な普通財産の区分を明確にし、行政財政のうちでも貸し付け・売却可能な公共施設がないかを検討し、民間に貸与・譲渡するとの考え方で、普通財産に分類がえを進めるよう求めます。

白山市財務規則によると、公有財産のうち行政財産の管理は所管に属する財産については所管課が行い、市全体の普通財産の管理は管財課が行うと規定されており、市有財産の一元管理が的確に機能しておりません。本市全体の市有財産の一元化管理体制システムを構築することが急務かと思えます。市長の答弁を求めます。

2つ目の質問。

公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項で定められており、市が市民の福祉を増進するために設置し、市民が利用する施設です。体育館などの体育施設や公民館、図書館などの社会教育施設、公園などの施設です。なお、市庁舎などのように公の目的のために設置された施設であっても、市民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではありません。

本市の公の施設は、合併当初 833 施設でありました。合併後の 3 年半で 24 施設がふえ、18 施設が廃止、移管、統合され、実質 6 施設がふえて、現在は 839 施設があります。

公の施設は、おおむね無駄と思われる維持費を費やしても、ないよりはあったほうがよいという考え方が色濃く残っております。少数でも利用者があればなおさらです。

しかし、行財政改革においては、公の施設のうち墓地、公園、市営住宅、公民館など、地域に密着している施設以外の特に観光、レジャー、体育施設などについては、施設ごとに利用率と維持費の対比による費用対効果を調査し、一覧表の作成が必要です。

そして、その施設の目的が行政ニーズの変化に合致しているか否かを検証し、その結果、一定の率を超える機能の低下した施設は、統廃合や転用・売却を図ることによって、住民にどのようなメリットが生じるかを明確にすることが重要なことです。

財政収支の健全化に寄与するか、あるいは転用・売却によって、今まで以上の必要な行政サービスの提供が図れるかなど、具体的に公表していただきたい。合併後の公の施設は、地域や住民に密着しているため、一方的な行政の判断や審査では、利用者の理解を得ることができません。公の施設の統廃合や転用・売却の検討は、何よりも住民の参加と理解が必要であります。

本市の貯金に当たる財政調整基金は、今年度も当初予算で3億 5,000 万円取り崩し、残高が10億円を割り込みました。家庭でも企業においても、財政が厳しくなれば、まず売却できる資産がないか調べ、処分を検討するのではないのでしょうか。

近年、厳しい財政運営を余儀なくされている本市の財政事情、公の施設の見直しは、本市の財源不足の解消を図るための積極的な財源確保施策の一つであると思います。市長の見解をお願いします。

3つ目の質問。

公の施設の管理については、平成15年の自治法の改正により、従来の管理の委託制度にかわって指定管理者制度が導入され、議会の議決を経ることで、民間企業や各種法人、その他の団体も行うことが可能となりました。

そこでまず1点目、本市において公の施設の管理は、平成18年度から指定管理者制度を導入しました。本市の公施設839施設のうち市が直接管理運営する施設は598施設、そして指定管理者制度導入施設は241です。内訳は市民温泉8カ所、観光宿泊施設33カ所、農林物加工販売施設5カ所、体育施設73カ所、スキー場施設15カ所、集落センター、公園などその他施設107カ所であります。

しかし、241施設のうち196施設は非公募で、わずか45施設が公募により選定され、公募率は18.8%と、全国平均29.1%を大きく下回っています。どうして公募率を低くしたのか、なぜもっと多くの施設について公募しなかったのか、その理由を伺います。

しかも公募施設の45施設のうち、何と39施設が地域振興公社、残り6施設だけが民間の法人です。果たしてこのような状況で、指定管理者制度導入による効果が期待できるのでしょうか。指定管理者制度の目的は多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウや活力を活用することにより、公共サービスの向上を図るとともに、付して本市の経費の削減にあります。

したがって、今後、指定管理者の選考に当たっては、公の施設の公募率を大幅にふやし、指定管理者制度の目的に沿った効果が出るよう、民間企業などの活用を大いに期待すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

なお、指定管理者の応募資格は、原則として白山市内に主たる事務所を有する法人、その他団体と、ことし2月に制定された白山市指定管理者制度に関する基本方針、以下基本

方針と言います、に明記されていますが、指定管理者制度の趣旨は、大いに民間企業などの活力を導入し、各施設を活性化し、本市の経済発展に寄与することではないでしょうか。そのためにも、応募資格は白山市内の法人及び団体とは限定せず、広く本市以外の法人などに門戸を広げてはいかがでしょうか。さらに平成 21 年度は、市の直営施設を含めた公の施設の指定管理者制度導入の可能性を検討するとありますが、市長の考え方を伺います。

2 点目の質問、指定管理者施設 241 施設のうち、約半数の 122 施設の指定管理者が地域振興公社であります。平成 19 年度には、地域振興公社に対し、指定管理料のほかに営業損失補てんとして 3,100 万円が一般会計から支出されており、指定管理料の取り決めが不明確であります。

市は、指定管理者と契約時及び大幅な物価変動があった場合、年度当初に指定管理料を取り決め、その後は指定管理者の経営努力にゆだねるのが本来のありようではないかと思えます。果たしてそれぞれの指定管理施設の指定管理料の算出基準はどのようになっているのか伺います。

また、基本方針の指定管理料の精算項目に、指定管理者が収入を多くしたり、経費削減などの経営努力によって当初計画していた以上に利益を計上した場合、これを市に返還させるとあるが、このことは指定管理者の事業運営のモチベーションを著しく低減させることになると思います。事業運営した結果、計画以上の利益が出ても、それは市に返納させるというのは現実的、合理的ではないと思います。当然損失が発生すれば、指定管理者は自腹を切る、あるいは営業努力によって休止する事態もあり得るでしょう。現行のような事業年度終了時にそれぞれの施設の管理運営などに要した費用に、指定管理料に単純に充当加算する方法は余りにも安易ではないでしょうか、市長の考えを伺います。

最後に、4 つ目の質問。

近年、地方公共団体の出資法人である公社、第三セクターなどが事業計画や事業実施のまずさから、経営危機や経営破綻に直面するケースが全国的にふえています。公社、三セク、財団法人などの多くは、その対応策として公の施設の管理を指定管理者制度による民間企業などの参入によって、より効果的、効率的な施設運営とともに、当該組織自体の経営を健全化しようとしております。

本市では、行財政改革実施計画で第三セクターの抜本的な見直しを掲げ、特に第三セクター法人の経営状況などを把握して、財政の健全化を促がし、統廃合も視野に検討を行うとしています。

確かにこの計画によって平成 19 年度は松任農業公社の廃止、白山市体育施設管理公社の白山市地域振興公社への統合がなされました。しかし、今年度平成 20 年度も、行財政計画の最終年度である来年度平成 21 年度も、第三セクターなどの統廃合の具体的目標数値が明記されておらず、13 団体の存続の検討がなされていません。

これらの団体の中には、補助金などへの依存体質や脆弱な経営基盤など、経営自体の悪化が懸念される第三セクターも見受けられます。第三セクターは、公益的な事業運営を目

的に設立されているため、採算性のみを追及することはできませんが、法人格を有する経営主体であり、しかも地方財政健全化法との兼ね合いもあり、みずからの責任において経営改善に努め、自主・専門性を有した経営を目指す責任があります。

行財政改革のうち、白山市地域振興公社を含めた第三セクターの抜本的な見直しとしての経営健全化計画の策定とは、どのように考えているのか、お伺いいたします。

特に、地域振興公社の平成19年度決算は大幅な赤字決算となり、一般会計から多額の営業損失補てんがなされており、平成20年度は抜本的な経営改善計画を策定し、業績の回復を図るとのことでもありますので、的確な答弁をお願いいたします。

私自身3年半前に市議会議員になり、これまでの白山市行政のかかわり合いの中で、一貫して市民の目線に立って、サービスがすべて税金で賄われていることを念頭に、また往々にして行政が見落としている民間企業の経営感覚から、本市の行財政改革の推進を訴えてまいりました。

私は地域振興公社及び第三セクターなどの経営健全化について、市及び公社、第三セクターそれぞれがなすべき喫緊の検討課題を次のように考えております。

まず、市がなすべき課題。

1、事業の見直し、経営体制の整備・強化。2、統廃合などの検討。3、財政的支援、支出の見直し。4、人的支援の見直し。5、プロパー職員の処遇問題への対応。6、所管部署の意識改革。7、指導監督の徹底。8、情報公開の推進。

次に、公社及び第三セクターがなすべき課題。

1、事務事業の効率化。2、経営責任の明確化。3、簡素・効率的な執行体制の確立。4、職員の人事給与制度の見直し。5、複式簿記による企業会計の導入。6、情報公開の推進。7、経営改善計画の策定。

以上、地域振興公社及び第三セクターの経営健全に向けての検討課題を具体的に列挙いたしました。市長の考え方を伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴どうもありがとうございました。